

# 小規模事業者持続化補助金〈一般型〉のご案内

小規模事業者が、商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の3分の2を補助します。採択審査する際に新型コロナウイルス感染症等の加点要件が加わりました。

## 補助内容は？

### 補助上限額 50万円\*

\*複数の事業者が連携して取り組む事業の場合、上限100万円～500万円  
(連携する小規模事業者数による)

\*認定市町村による特定創業支援等事業の支援を受けた小規模事業者の場合、上限100万円

### 補助対象経費の3分の2以内

## 補助対象者は？

商工会の管轄地域内で事業を営む小規模事業者(個人・法人)

対象業種	従業員数
卸売業・小売業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	5名以下
サービス業(宿泊業・娯楽業)	20名以下
製造業その他	20名以下

\*一定の要件を満たした特定非営利活動法人(従業員数20名以下)は補助対象となります。

\*医師、歯科医師、組合(企業組合・協業組合を除く)、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、任意団体等、申請時点で事業を行っていない創業予定者は補助対象者に該当しません。

## 補助対象事業は？

販促用のチラシ作製、店舗改装、展示会への参加等、販路開拓のための取組のほか、販路開拓と合わせて行う業務効率化(生産性向上)の取組についても補助対象となります。

\*補助金の採否については事業の有効性の観点から審査いたします。通常の生産活動のための設備投資等(パソコン購入等)の費用は対象となりません。

## 対象経費は？

機械装置等費  
広報費  
展示会等出展費  
旅費  
開発費  
外注費 等…

## 締切:第1回 令和2年3月24日(火) 第2回 5月29日(金)

事前に当会HP、窓口等にて周知済み

## 第3回 9月25日(金) 第4回 令和3年1月29日(金)

\*商工会で申請書の作成支援を行う時間が必要なため、各回、上記の日程までに商工会へお越してください。

## 補助金活用の流れ

### 1. 経営計画書の策定・申請書作成

市場動向、自社の強み等の分析、販路開拓や業務効率化、生産性向上の取組案を検討し、事業計画書を作成しましょう。

### 2. 地域の商工会へ提出

商工会が申請書等の内容確認を行い、事業支援計画書を作成します。

### 3. 申請内容の審査

外部有識者等による審査を行います。

### 4. 補助事業の採択決定

採択が決定されると採択者に交付決定通知が送付されます。

\*交付決定前の発注や支出した経費は補助対象外となります。

### 5. 販路開拓の取組実施

採択された補助事業計画に沿って取り組んでください。問題や不明点について、商工会がサポートいたします。

### 6. 実績報告書の提出

事業終了後に実績報告書を提出してください。

\*実績報告後に補助金が支払われます。

公募要領等は東京都商工会連合会HPでご確認ください

<http://www.shokokai-tokyo.or.jp>

ご相談はあきる野商工会へ  
お早目にお越してください

東京都あきる野市秋川1-8 あきる野ルピア3階  
TEL 042(559)4511 FAX 042(559)3282

申請事業者様本人が、直接、あきる野商工会までご相談ください。